参考人は、中曽根元総理との対談の中で、中国に対しては批判を恐れずもっと自信を持って、日本の首相、これは安倍総理を前提にのことですけれども、というコメントをされているんですけれども、今の日中間の状況を踏まえて、批判を恐れずもっと自信を持って中国と向き合うということの具体的な意味、総理はいつでも自分は対話の窓を開けているとおっしゃっているんですけれども、それだけでは不十分ということでしょうか。

○参考人(石原信雄君)　これはまさに今ホットな問題ですから、私のような過去の人間が評論家的なことを申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいと思いますが。ただ、要は、これは日中両国に、それぞれに相互不信感というのが根っこにあるんじゃないでしょうか。だから、その不信感をどうやって、まあ完全になくすわけにいかないんでしょうけれども、その不信感を和らげる努力をどうしたらいいのかということじゃないかと思いますですね。ただ、これは外交問題ですから、私のような人間が評論家のようなことを申し上げるのは控えさせていただきたいと思います。

○浜田和幸君　それと同じ中曽根元総理との対談の中で、石原参考人は政治主導ということに触れておられて、その政治主導という言葉は政治家だけの政治という意味ではないはずだと。やはり、専門知識を持つ官僚組織を排除して政策決定するのは無謀ですということをおっしゃっています。今、ちょうど国家公務員法の一部改正審議始まったところなんですけれども、この政治主導ということの意味、これを石原参考人はどういう具合に捉えておるんでしょうか。

○参考人(石原信雄君)　社会保障分野の問題でも、あるいは産業経済政策の問題でも、あるいは財政問題でも、やはり大きな方向付け、大きな方針というのはもう政治が決めるべきものだと思います。ただ、それぞれの政策決定に至る過程で現実がどうなっているか、そしてまたその選択した結果がどういうことになるのかという、そういう点については、やはりそれをライフワークとしている官僚組織というものを使わないと適正な政治決定はできないんじゃないかというのが私の経験からくる感想です。

したがって、政策を議論する場合には、やはりその政策に関わる行政を専門にやっている官僚組織の意見は聞いてもらいたいと、決定はもちろん政治がすべきものですけれども。もう役人の言うことは信用ならぬということで政治だけで決めるんだという行き方は、格好はいいんですけれども、私は結論は余り良くないんじゃないかという、経験から申し上げます。

○浜田和幸君　ありがとうございます。

最後に、マスコミとの関係について、石原参考人、いろいろと長年マスコミの取材対象として、官の側の一員としてずっと接触してきたと。そういう立場を踏まえた上で、役所の立場ですとか行政上の課題について正確かつ分かりやすく国民に知ってもらうことがとても重要なんだけれども、参考人も、私がびっくりするほど勉強をしていない若い記者が多く、そのときのテーマについて取材に来て、その本人の理解の範囲で記事を書いたり報道するということはよくあると、そうすると大変な誤解を国民に与えてしまうこともあると。役所の側とすると、その時々のテーマについてその事柄の内容を正確に分かりやすく国民に知っていただくように記者諸君に丁寧に説明するんだけれども、なかなかそれが伝わらないということを振り返っておられて、新聞社によってはかなり色合いも右寄り、左寄りと分かれていると。

そういう中で、きちんと内閣あるいは国の方針を正確に分かりやすく国民に伝えるという意味でいろいろと苦労をされてきた、そういう経験を踏まえて、マスコミへのアプローチの仕方あるいは情報提供の在り方、そういうことについて御示唆をいただければと思います。

○参考人(石原信雄君)　これは、政府と官僚の関係、あるいは官僚組織とマスコミの関係、これは基本的な問題だと思いますが、私も長い間官邸生活しておりまして、本当に誤解に基づく報道で苦慮したということはもう少なからずありました。

ですから、今、じゃ、具体的にどういうことがあったかというのを、具体例といってもちょっと適切なものを思い浮かべられないんですけれども、いずれにしても、記者の皆さんの中には非常に専門に詳しい人と、それから比較的経験の浅い人と両方おりまして、しかし彼らは浅い人でもやはり長くやったような形で取材に来ますから、事柄にもよりますけれども、やはり影響することが大きいようなテーマについては、まさに念入りに過去の経緯とか事実関係を説明すると同時に、やはりそれのよってもたらす影響などについても説明するということが必要ではないかと思いますね。

○浜田和幸君　ありがとうございました。

○会長(武見敬三君)　それでは次に、堀井巌君。

○堀井巌君　自由民主党の堀井巌でございます。

質問の貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

私は昭和六十三年に参考人と同じく自治省という役所に入省いたしましたが、もうその当時、参考人におかれては、官僚組織のトップであるとも言える内閣官房副長官を務めておられました。私にとっては非常に雲の上の存在の石原参考人にこのような国会の場で御質問をさせていただきまして、そして、けいがいに接することができることを大変光栄に存じます。よろしくお願いいたします。

私の方からは内閣人事局の件について御質問させていただきたいと思います。

参議院に本日付託されて、趣旨説明、質疑が本会議でも行われております国家公務員の制度改革でございますが、先ほど来、もうお話ありましたように、一元管理、各省庁の縦割りではなくて一元管理をしていこうということについては私も肯定的に考えているところでございます。そういった中で、より一層適材適所、またそれぞれの公務員の方の能力の発揮がなされれば、これは官僚組織の活性化にもつながるであろうと期待もするところでございます。他方で、今それぞれの役所に属して仕事をされている方からすれば、もちろんこの法案が通れば受け入れるということを積極的に考えつつも、やはり一抹の不安もあるのが事実だろうと思います。

それは、やはり人事というのは組織の要諦でありますので、六百人というものを、どういうふうに自分は人事されるんだろう、これまでだったら、それぞれの役所の中で、長年の勤務の中で自分自身の能力や何かについては、実績については見てきてもらった、ある程度のコンセンサスを得られてきた、そのような思いがあったところで、今度は六百人というと、政治家の方からもなかなか自分のことは全然、まあ面識もないなと、知られていないだろうなと、どんなような仕事をしてきたかもなかなか直接は感じてもらっていないなと。あるいは、内閣人事局で実際のその人事の作業をされる、事務をされる例えば他の省庁の出身の様々な方々からすれば、自分自身は全くこれまで一緒に仕事をしたことないので、どのように判断されるんだろうかというようなこともあろうかと思います。

やはり、これ、この不安というのは、単に縦割りのそれぞれの省庁ごとでやってほしいという、そういう縦割り意識ということだけではなくて、やっぱりそれぞれの役所で適材適所で適切な人事が行われて、いい仕事ができるようにするためにも、やはりこの人事というのは一番の組織の要諦でもありますから、本当にうまく機能してほしいという、そういう思いが公務員の方々の中には強いんだろうと、このように思うわけでございます。

そこで、仮にこの内閣人事局というものができまして、特に、この各省庁の中で意思形成に中核的に参画をされる幹部の方々、この六百名というものが、人事が人事局を中心に行われていくという中で、どのようなことに留意をしながら人事というものが行われれば適切に機能していくのかということについて御見解を、また御示唆を賜れれ

ばと存じます。

○参考人(石原信雄君)　先ほども申し上げましたが、私は、今回の法改正によって、各省の幹部人事に対する内閣の関与の度合いが強まるということは基本的に賛成です。というのは、やはり各省の縦割りの弊害とか各省の割拠主義とか、まあいろいろ言われますけれども、私の在職中でも、内閣の方針に協力してくれる幹部と、それから、それぞれの省の立場を徹底的に主張して、協調、他の省庁との協議になかなか応じない幹部もおりました。もう人によって随分差があります。

ですから、私は次官会議を主宰する過程で、人事異動で新たに事務次官に就任される諸君には必ず、次官というものはそれぞれの省を束ねる事務方のトップですから、それぞれの省の立場を考えて行動するというのは当然ですけれども、ただ同時に、次官会議は閣議の補佐機関でありますし、事務次官というのは、やはり国政をサポートする内閣の補助機関である事務次官会議のメンバーとして国政万般に対する思いも頭に入れてほしいと。言うなれば、半分各省代表、半分内閣の一員というぐらいの気持ちで対応してほしいということを常に申し上げてまいりました。

経験からいいますと、多くの方はやはり内閣の一員として、それぞれの省庁の言い分はあるけれども、内閣の方針であればということで協力してくれる人が多かったんですが、中にはやはりいろんな事情で調整に応じないで最後まで頑張る次官もおりました。結局そういう人たちというのは、最終的には任命権はその大臣であって内閣にはないものですから、そういうことが意識の面で多少影響しているのかなという感じすら持つことがありました。そういう意味で、幹部人事については内閣の関与が強くなるということはやはり、個別の具体の人事がどうということではなしに、各省の幹部の心構えの上で一定の影響があるんじゃないか、効果があるんじゃないかと、そう思います。そういう意味で私は今回の法改正には賛成であります。

ただし、先ほど申しましたように、そうかといって、六百人の幹部人事について時の内閣のスタッフがどこまで一人一人のことを把握できると、これは限界があると思います。ですから、やはり適格審査を行い、名簿を作るときの、何というか、基礎作業というか基礎データというか、それはその個々の幹部職員を採用のときからずっと見てきたそれぞれの省庁の御意見というものを参考にして作られるべきだと思うんですね、知らない人が作るということはもう非常に危険ですし、弊害がありますから。したがって、私は具体的な名簿作成の過程ではそれぞれの省庁の意見を十分参考にしていただきたいなと思います。

六百人といいましても、そのポストによって、国政全体に影響を及ぼすような例えば事務次官とか主要局長というのとそれからそれ以外の幹部とはかなり現実に違いますから、やはり少なくとも次官なりそれに次ぐようなトップになる人たちについては、官房長官なり担当する官房副長官なり、あるいはこれに当たる人たちが相当程度一人一人の特性、能力、考え方というものを把握する必要があると思います。そういう意味で、私は、具体の、これ内閣と協議して人事の発令が行われるようになるわけですから、協議に応ずる場合には相当程度個々の幹部の資質について十分把握してもらうということが大事だと思います。もうくれぐれもそのときの思い付きでこれが行われるということはあってはならないと思います。そこら辺が各省の官僚諸君が一番恐らく気にするところではないかと思います。

要は、官僚諸君が国政に全力で取り組むことができるような環境をつくるということがどの内閣にとっても必要なことでありますから、内閣と官僚組織との信頼関係が失われないように、信頼関係がしっかり継続されるような人事管理をしてもらいたいなと思います。

○堀井巌君　貴重な御意見賜りまして誠にありがとうございました。

○会長(武見敬三君)　それでは次に、有村治子君。

○有村治子君　石原参考人、本日は貴重なお話をありがとうございます。今日、私は初めて石原参考人のお話を直接お伺いする機会をいただいたんですが、さすが歴代の内閣で本当に必要とされて右肩を担ってこられた事務方エースの御見識だなというふうに改めて感動いたしましたし、また、このお話を伺うこと自体が戦後日本の政治史の貴重な一面を議事録に残すということで意味のあることだなと改めて敬意を持つ次第でございます。

そこで、限られております十五分の中で四問質問をさせていただきますので、お答えをいただければ有り難いと思います。

この二月に石原参考人は河野談話について国会の招致をお受けになられました。そのときの答弁というのはかなり引用もされているんですけれども、河野談話が発表をされてから二十年以上たったこの時期に、大変御発言慎重な石原参考人がなぜこの時期に国会の招致に応諾をされて、そして国会にいらしたのか、なぜこの時期にお受けになられたのかということについてお伺いしたいと思います。

○参考人(石原信雄君)　実は、衆議院の予算委員会の方から参考人に出てもらいたいというそういう希望があるということを官邸の方から私は受けたんですが、私も二十年も前の話ですし、記憶が必ずしも正確でないおそれもあるから、なろうことなら御辞退したいということで申し上げたんですけれども、再度、国会審議の都合上どうしても参考人として是非出席してほしいという再度要請があったものですから、それでは国政万般に私が断ることで悪影響が出るのはいけないと思ってお受けした次第です。

○有村治子君　慣例ということから考えると非常に大きな決断を双方がしたんだなというふうに私も印象として持っておりますが。

そのときに御発言された石原参考人の御発言の中で、日本の善意というのが生かされてこなかった、日韓の関係の中で、河野談話のときに掛けた日本の善意が生かされなかったということで、これは後に菅官房長官も引用をされていらっしゃるところなんですが、日本の善意というのはどういうものを指されるんでしょうか。

○参考人(石原信雄君)　善意という意味は、御案内のように、あの河野談話を出す前に、その前に加藤談話という加藤官房長官の報告というのがあるわけですけれども、それは、当時のいわゆる従軍慰安婦とされた人たちの募集とか管理とかその他の問題についてどういうことがあったのか、客観的な資料、当時の通達とか連絡とかいろんな資料を全省庁を挙げて探したわけですが、その結果は加藤談話として発表いたしました。

ですから、いわゆる慰安所なるものがあって、それの運営管理について当時の軍が一定の関わりを持ったということは通達その他で立証されたものですから、その限りのことは談話として発表したんですが、やはり韓国側は、慰安婦とされた人たちが自分たちの意に反する形でされたということを非常にこだわっていると、その点が明確にならなければこの問題は収まらないということで、何とかそこはその問題を明らかにしてほしいという再三要請があったわけです。それで、再度その点について調査、国内の資料その他を調べたんですけれども、どうしてもその資料が出てこなかったわけです。

そこで、韓国側の要望がありまして、慰安婦とされた人たちの証言を聞いてもらいたいと。その証言の結果で、どうするかという、強制性があったかどうかの認定をしてもらいたいという要望がありまして、その点についてどうするかということを内閣の中でも議論いたしました。

慰安婦とされた人たちというのは日本国内にはいないわけですね。全て韓国内にいるわけですから、どういう人か、どういう状況にいるというのは当方は確認のしようがないわけです。そこで、そうかといって、私どもは初めから反日運動をやっているような人から聞いたって、それではバイアスが掛かっていますから客観的な事実というものは立証されないということで、だから、言わ